

感染症による障がいを理由に 福祉サービス等の提供を拒むのは差別です！

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。

行政機関等や事業者が障がい者に対して、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」をすることが差別にあたります。事業者には、福祉サービス等を提供する事業所が含まれます。

こんなことが
ありました…

HIVの感染症による障がいのある人が、 事業者に入浴サービスの利用を断られた

HIVによる免疫機能障害は「内部障がい」であり、福祉サービス等を提供する事業者が、「HIV感染」を理由にサービスの提供を拒むことは障がい者差別にあたります。

こうなる理由 HIVに関する理解が不十分

「HIV」って何だろう？

「HIV」とは、「ヒト免疫不全ウイルス」のことです。このウイルスが免疫を司る細胞に感染し、体内で増えると体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々に無くなり、健康などにはかかる感染症等を引き起こします。この状態をエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）と呼び、過去には感染者が急速に広がりエイズ関連で死亡する人も多かったことから「エイズ＝死」のイメージがありました。

現在では医療の進歩により、HIVに感染した場合でも治療を続けながら感染する前と同じ生活を続けることが可能で、慢性疾患の一つという位置づけになっています。

HIVに関する正しい知識

次のような行為では感染しません

汗・涙・唾液に触れる、咳やくしゃみ
事務用品や食器類の共用、風呂や洗面
台や便座の共用
同じ食べ物をつつきあって食べる
蚊やハエなどによるもの

次のようなことには注意が必要です

カミソリや歯ブラシやピアス等、血液
がつきやすい物の共用は可能な限りさ
ける

HIVは、傷口や粘膜から直接体内に進入しない限り感染しません。また、通常の日常生活や仕事において感染することもありません。

福祉サービス等を提供する事業者の皆様には、HIVに関する正しい知識と理解により、よりよいサービスの提供に努めていただき、障がいのある人もない人も互いに共生できる差別のない社会の実現をめざしましょう！